

2020年4月22日
富国生命保険相互会社

新型コロナウイルス感染症に関する災害割増保険金等のお支払いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

富国生命保険相互会社（社長 米山好映）は、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症を災害割増保険金等の支払対象とする等の取扱いを実施しますので、お知らせいたします。

1. 取扱いの内容

- ・災害に関する保障がある「別紙」の保険商品において、被保険者が今般の新型コロナウイルス感染症を原因として死亡された場合や高度障害状態に該当した場合に、災害割増保険金、災害死亡給付金等の支払対象としてお取り扱いします。
- ・特別条件のうち保険金削減支払法または特定部位不担保法を適用したご契約において、今般の新型コロナウイルス感染症によって支払事由が生じた場合に、保険金の削減や給付金の不支払いを行わないこととします。
- ・本取扱いにともなう保険料の変更はありません。

※すでにご加入いただいている保険契約についても、これまでに支払事由に該当した場合も含めて対象とします。

2. 災害割増保険金等のご請求手続き

ご提出いただく死亡保険金等の請求に必要な書類（請求書・死亡診断書等）に記載された病名等で、災害割増保険金等のお支払いを判断します。

以 上

別紙 災害割増保険金等の支払対象としてお取扱いする保険商品

(2020年4月22日現在)

主契約・特約の名称	対象保険金等
災害死亡給付金付個人年金保険	災害死亡給付金
5年ごと利差配当付積立型介護保険	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
5年ごと利差配当付新積立型介護保険	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
無配当変額個人年金保険（災害保障10%加算型）	災害死亡給付金
災害割増特約	災害割増保険金
傷害特約	災害保険金
生存給付金付新傷害特約	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
家族定期保険特約（災害割増型）	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
災害保障特約	災害保険金

※各特約の名称については、末尾に付している「(2012)」「(H8)」等のコードは省略して表示しています。